

速度取締り指針

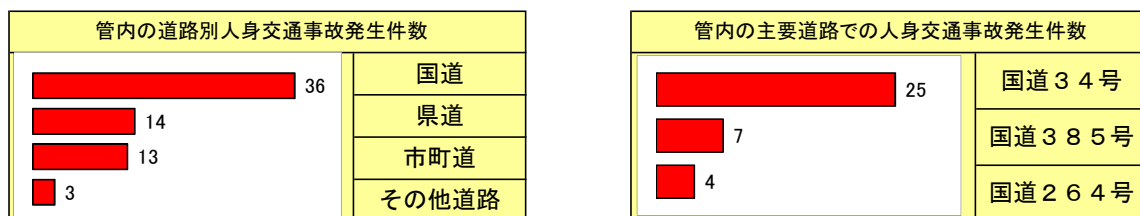
神埼警察署管内の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道34号	7:00 ～ 19:00	40キロまたは50キロ
県道三瀬神埼線	7:00 ～ 19:00	40キロ
市町道 (生活道路)	7:00 ～ 19:00	30キロまたは40キロ

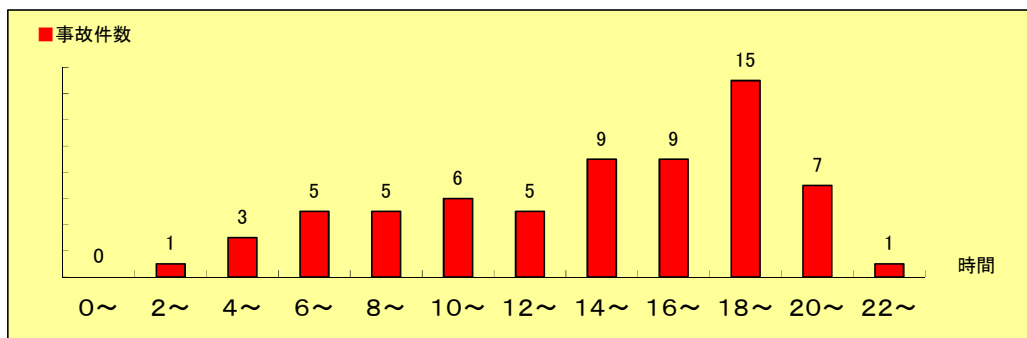
重点路線・時間帯以外であっても交通事故抑止のため、随時取締りを行います。

神埼警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和8年1月～令和8年6月:66件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和8年1月～令和8年6月:66件)



- ・ 神埼警察署管内では、人身交通事故の半数以上が国道で発生しています。
- ・ 交通事故形態で最も多いのは追突事故で、全事故の約4割を占めています。
- ・ 追突事故は、脇見運転やぼんやり運転、携帯電話使用など前をよく見ていなかったことが原因です。
- ・ 運転するときは、緊張感を持ち、しっかりと前を見て運転しましょう。

交通事故の原因として一番多いのは「前方不注意」の24件、次いで「安全不確認」の10件、「優先通行妨害」が7件となっています。

その他の交通指導取締り要点

令和8年は、夜間や早朝の時間帯に検問等による飲酒運転取締りを実施します。
その他にも、重大事故に直結する最高速度違反、横断歩行者等妨害等、携帯電話使用等、一時不停止、信号無視等の取締りを特に強化し、シートベルト装着義務違反等の取締りも継続します。

